

第5期中（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

東日本高速道路株式会社

目 次

	頁
第5期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	10
3 【対処すべき課題】	10
4 【事業等のリスク】	10
5 【経営上の重要な契約等】	10
6 【研究開発活動】	10
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	10
第3 【設備の状況】	15
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	15
2 【道路資産】	15
第4 【提出会社の状況】	18
1 【株式等の状況】	18
2 【株価の推移】	19
3 【役員の状況】	19
第5 【経理の状況】	20
1 【中間連結財務諸表等】	21
2 【中間財務諸表等】	53
第6 【提出会社の参考情報】	73
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	74
第1 【保証会社情報】	74
第2 【保証会社以外の会社の情報】	74
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	74
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	75
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	75
第3 【指数等の情報】	77
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年12月24日

【中間会計期間】 第5期中(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 東日本高速道路株式会社

【英訳名】 East Nippon Expressway Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井 上 啓 一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 松 田 博 之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 松 田 博 之

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
営業収益 (百万円)	432,354	417,917	386,137	938,850	873,094
経常利益 (百万円)	37,276	13,473	14,856	13,810	13,300
中間(当期)純利益 (百万円)	21,358	7,519	8,719	8,710	7,674
純資産額 (百万円)	149,582	144,230	153,094	136,927	144,360
総資産額 (百万円)	760,450	772,549	774,293	733,971	794,093
1株当たり純資産額 (円)	1,422.97	1,373.62	1,458.04	1,302.00	1,374.86
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	203.41	71.61	83.04	82.96	73.09
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.6	18.6	19.7	18.6	18.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△37,517	△64,482	4,288	△8,198	△59,608
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△9,514	16,272	△13,687	3,910	6,266
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	59,637	59,494	4,835	30,123	59,043
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	65,167	89,650	79,489	78,387	84,029
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	7,134	10,925 〔1,540〕	12,270 〔1,934〕	9,754 〔1,240〕	11,948 〔1,674〕

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第3期中間連結会計期間の臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
営業収益 (百万円)	427,114	409,069	371,487	925,419	855,285
経常利益 (百万円)	34,484	10,509	10,567	7,517	6,007
中間(当期)純利益 (百万円)	19,453	5,680	5,917	4,300	2,661
資本金 (百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数 (千株)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額 (百万円)	144,468	134,995	137,892	129,314	131,975
総資産額 (百万円)	739,999	757,701	755,598	719,233	781,236
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.5	17.8	18.2	17.9	16.8
従業員数 (人)	2,437	2,265	2,250	2,332	2,253

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

3. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間において、道路休憩所事業に関し、下記のとおり主要な関係会社の異動が生じております。

(1) 道路休憩所事業

平成21年4月24日付で、(株)ネクスコ・トール東北(連結子会社)が奥羽道路サービス(株)の株式を所有する東北道路サービス(株)の自己株式を除く発行済株式の100.0%を取得したため、奥羽道路サービス(株)が持分法適用関連会社となっております。

この結果、平成21年9月30日現在では、当社の関係会社は、子会社18社及び関連会社7社となります。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、下記の会社が新たに当社の関係会社となっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) 奥羽道路サービス㈱	岩手県盛岡市	20	道路休憩所 事業	23.9 (23.9)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成21年9月30日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	10,984
受託事業	[835]
道路休憩所事業	935
その他の事業	[1,099]
全社(共通)	351
計	12,270 [1,934]

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他の事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成21年9月30日現在)

従業員数(人)
2,250

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、昨年の世界的な金融危機に端を発した世界同時不況の影響を受け、依然として厳しい状況が続きました。企業活動及び個人消費の動向は、国内における景気刺激策の効果及び海外経済の改善等に伴い持ち直しの動きが見られましたが、景気後退前と比較し極めて低い水準に留まっています。

このような環境の中、当社グループは、「お客様第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」の経営方針を常に念頭に置きながら、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(その後の変更を含み、以下「協定」といいます。)に基づき、業務を展開してまいりました。また、政府による「生活対策(平成20年10月30日)」等に基づき、当社は、休日特別割引(注1)をはじめ、平日昼間割引(注2)等の高速道路料金の引き下げ(以下単に「高速道路料金の引き下げ」といいます。)を実施しました。

これら高速道路料金の引き下げによる割引額の増加及び景気悪化等の影響により高速道路事業の営業収益は355,340百万円(前年同期比9.4%減)となりました。一方、連結子会社の事業開始及びサービスエリア・パーキングエリア(以下「SA・PA」といいます。)をご利用のお客様の増加等により道路休憩所事業の営業収益は19,629百万円(同60.1%増)となりました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益が386,137百万円(同7.6%減)となりましたが、営業費用が372,565百万円(同8.2%減)となり、営業利益は13,571百万円(同14.2%増)、経常利益が14,856百万円(同10.2%増)、これに特別損益及び法人税等を加減した結果、中間純利益は8,719百万円(同15.9%増)となりました。

- (注) 1. ETCをご利用の普通車、軽自動車等を対象として、土日祝日等の地方部(一般有料道路の一部を除く)の高速道路料金の上限額を1,000円とする等の割引制度をいいます。
2. ETCをご利用の全車種を対象として、平日午前9時から午後5時までの地方部(一般有料道路の一部を除く)の高速道路料金を3割引とする割引制度をいいます。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、北関東自動車道等の新設及び改築並びに東北縦貫自動車道等における安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕及び道路を良好な状態に保つための清掃、点検、構造物や施設の補修等に必要な維持その他の管理を適正かつ効率的に行ってまいりました。また、高速道路料金の引き下げの実施に際しては、新聞等による広報をはじめ分散利用を促すための渋滞情報の提供及びお客様の安全対策のための渋滞後尾への追突注意喚起対策並びにSA・PAの駐車場整理員の配置及び仮設トイレの設置等を行い、お客様の混雑緩和と安全の確保に努めました。

こうした中、当中間連結会計期間の料金収入は、高速道路料金の引き下げの実施及び燃料価格の下落等により交通量は増加したものの割引額が増加し、また、景気が大きく悪化したことに伴い大型車類の利用が減少したこと等により297,391百万円(前年同期比15.4%減)となりました。一方、日本海東北自動車道中条IC～荒川胎内ICが新たに開通したこと等に伴い、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項及び第4項の規定に基づき、機構に帰属した資産の額が増加し道路資産完成高が56,652百万円(同54.0%増)となったこと等により、営業収益は355,340百万円(同

9.4%減)となりました。営業費用は機構に帰属した資産の額の増加に伴い売上原価が増加した一方、高速道路料金の引き下げの実施に伴い機構との協定に基づく機構への道路資産賃借料の支払いが213,988百万円(同21.0%減)となったこと等により349,082百万円(同9.4%減)となりました。以上の結果、営業利益は8,092百万円(同2.4%減)となりました。

(受託事業)

受託事業においては、国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式(注)に係る高速自動車国道の新設事業(以下「直轄高速道路事業」といいます。)が縮小したこと等により、営業収益は10,260百万円(前年同期比18.5%減)となり、営業費用は9,825百万円(同21.9%減)となりました。以上の結果、営業利益は435百万円(前年同期は16百万円)となりました。

(注) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が申請を行う方式をいいます。

(道路休憩所事業)

道路休憩所事業においては、連結子会社の事業開始及びお客様の増加等により、営業収益は19,629百万円(前年同期比60.1%増)となり、営業費用は14,630百万円(同70.7%増)となりました。以上の結果、営業利益は5,015百万円(35.8%増)となりました。

(その他の事業)

カード事業における売上手数料等が増加したことに加え、占用施設活用事業における高架下駐車場の新規開設に伴い賃貸料が増加したこと等により、営業収益は906百万円(前年同期比12.0%増)となりました。営業費用はコンサルティング事業における人件費の減により、906百万円(同1.6%減)となりました。以上の結果、営業利益は0百万円(前年同期は営業損失113百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益15,467百万円に加え、減価償却費9,000百万円、売上債権の減少額40,356百万円等の資金増加要因があった一方、たな卸資産の増加額21,168百万円、仕入債務の減少額32,514百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは4,288百万円(前年同期比68,771百万円増)の資金収入となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、そのほとんどが特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金収受機械、ETC装置等の設備投資14,138百万円等の支出に対して、有価証券の売却300百万円等の収入があったことから、投資活動によるキャッシュ・フローは13,687百万円(前年同期比29,960百万円減)の資金支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

長期借入れによる収入20,000百万円、道路建設関係社債(普通社債)の発行による収入29,941百万円等があった一方、長期借入金債務の返済59,894百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受額55,000百万円を含みます。)等により、財務活動によるキャッシュ・フローは4,835百万円(前年同期比54,658百万円減)の資金収入となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、79,489百万円(前年同期比10,160百万円減)となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した「事業等のリスク」はありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

政府により高速自動車国道の新設に関する整備計画が変更され、関越自動車道等の一部区間の4車線化が決定されたこと及び機構法第13条第2項の規定に基づき一般国道47号(仙台北部道路(利府しらかし台～富谷))が機構により全国路線網に属する高速道路として指定されたこと等に伴い、当社及び機構は、平成21年8月10日付で、協定を一部変更し、平成21年度から平成26年度までの新設・改築に係る債務引受限度額、平成26年度以降の修繕に係る債務引受限度額、平成22年度以降の機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料及び計画収入を変更しております。

なお、関越自動車道等の一部区間の4車線化については、政府の方針に従い、事業執行を留保しております。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、「事業の効率化(コスト削減、計画保全)に寄与するための技術開発」、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」及び「周辺環境並びに地球環境保全のための技術開発」であり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、94百万円であります。

また、当社、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、(株)高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご注意ください。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)及び機構法の規定により機構

と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入を機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があります、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクを想定し、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、冬季における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

② 機構による債務引受等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表ないし中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)との間に、連帯債務関係が生じております(日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第16条)。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得にかかる費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引渡した日に行っております。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が見込まれる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積りと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

①営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で386,137百万円(前年同期比7.6%減)となりました。高速道路事業については、高速道路料金の引き下げの実施及び燃料価格の下落等により交通量は増加したものの割引額が増加し、また、景気が大きく悪化したことに伴い大型車類の利用が減少したこと等により料金収入が297,391百万円(同15.4%減)となった一方、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき、機構に帰属した資産の額が56,652百万円(同54.0%増)となったこと等により、営業収益は355,340百万円(同9.4%減)となりました。受託事業については、直轄高速道路事業が縮小したこと等により10,260百万円(同18.5%減)、道路休憩所事業については、連結子会社の事業開始及びお客様の増加等により19,629百万円(同60.1%増)、その他の事業については、カード事業における売上手数料等が増加したこと等に加え、占用施設活用事業における高架下駐車場の新規開設に伴う賃貸料の増加等により906百万円(同12.0%増)となりました。

②営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で372,565百万円(前年同期比8.2%減)となりました。高速道路事業については、機構に帰属した資産の額の増加に伴い売上原価が増加した一方、高速道路料金の引き下げの実施に伴い機構との協定に基づく機構への道路資産賃借料の支払いが213,988百万円(同21.0%減)となったこと等により349,082百万円(同9.4%減)となり、受託事業については、直轄高速道路事業が縮小したこと等により9,825百万円(同21.9%減)、道路休憩所事業については、連結子会社が事業を開始したこと等により14,630百万円(同70.7%増)、その他の事業については、コンサルティング事業における人件費の減により906百万円(同1.6%減)となりました。

以上により、当中間連結会計期間における営業利益は合計で13,571百万円(同14.2%増)となり、その内訳は、高速道路事業が8,092百万円(同2.4%減)、受託事業が435百万円(前年同期は16百万円)、道路休憩所事業が5,015百万円(前年同期比35.8%増)となり、その他の事業が0百万円(前年同期は営業損失113百万円)であります。

③営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、持分法による投資利益648百万円、土地物件貸付料208百万円等の計上により1,695百万円(前年同期比17.6%減)、営業外費用は支払利息333百万円等により410百万円(同11.6%減)となりました。

④経常利益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は14,856百万円(前年同期比10.2%増)となりました。

⑤特別損益

特別利益は、固定資産等修正益614百万円等の計上により676百万円(前年同期比103.9%増)となりました。

特別損失は、特別退職金36百万円等の計上により65百万円(同22.6%減)となりました。

⑥中間純利益

法人税等を控除した中間純利益は8,719百万円(前年同期比15.9%増)となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債(普通社債)の発行及び金融機関等からの借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への道路資産賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設のうち料金所設備(ETC)及び営業用建物について、次のとおり変更しております。

(平成21年9月30日現在)

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 茨城南 料金所 他68箇所	茨城県 東茨城郡他	高速道路 事業	料金所設備 (ETC)	17,960	1,444	借入金及び 自己資金	平成20年 6月	平成23年 3月
当社 羽生PA (下り線) 他4箇所	埼玉県 羽生市他	道路休憩所 事業	営業用建物	5,677	722	自己資金	平成20年 4月	平成23年 4月

なお、新たに確定した重要な設備の拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、北海道横断自動車道等の新設、改築及び修繕を通じ総額77,072百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった仕掛道路資産は、総額56,652百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期(注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
高速自動車国道常磐自動車道	宮城県亶理郡山元町大平～宮城県亶理郡亶理町逢隈(新設)	平成21年6月及び9月	11,239
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	新潟県胎内市弥彦岡～新潟県村上市南新保(新設)	平成21年7月	14,923
高速自動車国道関越自動車道上越線	長野県中野市大字永江～長野県上水内郡信濃町大字富濃(改築)	平成21年8月	22,574
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	修繕	平成21年6月及び9月	7,914
合計		—	56,652

- (注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。
2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

また、主要な道路資産に係る当連結会計年度の年間賃借料(注)は、427,978百万円であります。

- (注) 年間賃借料は、協定の規定により、当連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。
なお、年間賃借料には、消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画について、次のとおり変更しております。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	75,452	18,325 [11,199]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び八戸線	63,683	6,584 [1,174]	平成6年9月	平成31年3月
高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線、酒田線及びいわき新潟線	30,236	2,212 [16,296]	平成5年12月	平成26年3月
高速自動車国道関越自動車道新潟線及び上越線	102,852	5,741 [24,694]	昭和62年1月	平成27年3月
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び水戸線	1,066,709	88,376 [18,991]	平成5年12月	平成31年3月
一般国道47号(仙台北部道路)	8,339	12 [—]	平成21年9月	平成27年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当中間連結会計期間末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を [] で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に日本道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において157,179百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で26,041百万円と見込んでおります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年12月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,000,000	105,000,000	非上場	株主としての権利内容に何ら制限のない株式 単元株式数は、100株であります。
計	105,000,000	105,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年9月30日	—	105,000,000	—	52,500	—	52,500

(5) 【大株主の状況】

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	104,952,251	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	47,749	0.04
計	—	105,000,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成21年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 104,999,900	1,049,999	株主としての権利内容に何ら制限のない株式
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	105,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,049,999	—

② 【自己株式等】

(平成21年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」といいます。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」(平成17年国土交通省令第65号)により作成しております。

なお、前中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)は改正前の中間財務諸表等規則及び高速道路事業等会計規則により、当中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は改正後の中間財務諸表等規則及び高速道路事業等会計規則により作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)及び当中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	19,558	16,831	13,931
高速道路事業営業未収入金	71,104	52,423	89,514
未収入金	※4 3,428	4,880	8,629
有価証券	70,556	63,538	70,681
仕掛道路資産	339,650	366,581	346,299
その他のたな卸資産	2,813	3,523	2,591
その他	31,840	22,995	19,237
貸倒引当金	△32	△21	△23
流動資産合計	538,918	530,753	550,862
固定資産			
有形固定資産			
機械及び装置（純額）	54,457	55,223	57,431
土地	86,147	86,110	86,090
その他（純額）	64,578	69,733	69,504
有形固定資産合計	※1 205,182	※1 211,067	※1 213,026
無形固定資産	6,006	7,895	6,948
投資その他の資産			
投資その他の資産	22,337	24,453	23,138
貸倒引当金	△350	△450	△456
投資その他の資産合計	21,986	24,002	22,681
固定資産合計	233,175	242,965	242,656
繰延資産	454	573	574
資産合計	※2 772,549	※2 774,293	※2 794,093

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	58,616	44,256	72,483
短期借入金	3,808	15,000	67
1年内返済予定の長期借入金	9,746	9,267	9,987
未払金	※4 10,904	※4 13,326	25,561
未払法人税等	7,537	8,269	5,550
引当金	4,589	4,875	4,002
その他	32,407	26,962	27,237
流動負債合計	127,611	121,959	144,890
固定負債			
道路建設関係社債	※2 244,480	※2 319,252	※2 289,209
道路建設関係長期借入金	141,200	70,000	105,000
長期借入金	32,870	23,601	27,776
退職給付引当金	61,262	64,244	62,316
ETCマイレージサービス引当金	7,959	—	7,235
その他の引当金	235	8,255	386
負ののれん	4,868	5,842	4,739
その他	7,830	8,042	8,178
固定負債合計	500,707	499,238	504,842
負債合計	628,318	621,198	649,732
純資産の部			
株主資本			
資本金	52,500	52,500	52,500
資本剰余金	58,793	58,793	58,793
利益剰余金	32,990	41,866	33,146
株主資本合計	144,284	153,159	144,440
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	△54	△64	△79
評価・換算差額等合計	△54	△64	△79
新株予約権	—	—	—
少数株主持分	—	—	—
純資産合計	144,230	153,094	144,360
負債純資産合計	772,549	774,293	794,093

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業収益	417,917	386,137	873,094
営業費用			
道路資産賃借料	271,142	213,988	497,589
高速道路等事業管理費及び売上原価	103,890	128,633	303,738
販売費及び一般管理費	※1 31,006	※1 29,943	※1 61,413
営業費用合計	406,039	372,565	862,741
営業利益	11,877	13,571	10,353
営業外収益			
受取利息	197	164	670
土地物件貸付料	218	208	437
持分法による投資利益	572	648	1,238
契約解除違約金	587	—	664
その他	482	673	1,094
営業外収益合計	2,059	1,695	4,104
営業外費用			
支払利息	397	333	748
その他	66	76	408
営業外費用合計	464	410	1,157
経常利益	13,473	14,856	13,300
特別利益	※2 331	※2 676	※2 590
特別損失	※3 85	※3 65	※3, ※4 182
税金等調整前中間純利益	13,720	15,467	13,709
法人税、住民税及び事業税	6,849	7,826	6,858
法人税等調整額	△601	△1,078	△776
法人税等合計	6,248	6,748	6,082
少数株主損失(△)	△47	—	△47
中間純利益	7,519	8,719	7,674

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結株主資本等変動 計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	52,500	52,500	52,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500	52,500
資本剰余金			
前期末残高	58,793	58,793	58,793
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	58,793	58,793	58,793
利益剰余金			
前期末残高	25,471	33,146	25,471
当中間期変動額			
中間純利益	7,519	8,719	7,674
当中間期変動額合計	7,519	8,719	7,674
当中間期末残高	32,990	41,866	33,146
株主資本合計			
前期末残高	136,765	144,440	136,765
当中間期変動額			
中間純利益	7,519	8,719	7,674
当中間期変動額合計	7,519	8,719	7,674
当中間期末残高	144,284	153,159	144,440
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△54	△79	△54
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	0	14	△25
当中間期変動額合計	0	14	△25
当中間期末残高	△54	△64	△79
新株予約権			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	—	—	—

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度の要約 連結株主資本等変動 計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
少数株主持分			
前期末残高	216	—	216
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△216	—	△216
当中間期変動額合計	△216	—	△216
当中間期末残高	—	—	—
純資産合計			
前期末残高	136,927	144,360	136,927
当中間期変動額			
中間純利益	7,519	8,719	7,674
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△216	14	△242
当中間期変動額合計	7,302	8,734	7,432
当中間期末残高	144,230	153,094	144,360

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	13,720	15,467	13,709
減価償却費	8,180	9,000	16,779
持分法による投資損益 (△は益)	△572	△648	△1,238
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,099	1,916	2,153
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,057	909	522
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△232	△21	△136
受取利息及び受取配当金	△203	△171	△676
支払利息	2,934	3,217	6,101
固定資産売却損益 (△は益)	0	△20	△0
固定資産除却損	187	236	969
売上債権の増減額 (△は増加)	△16,131	40,356	△37,534
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※2 △37,741	※2 △21,168	※2 △44,126
仕入債務の増減額 (△は減少)	△35,166	△32,514	△16,440
その他	3,200	△4,107	9,675
小計	△59,667	12,452	△50,243
利息及び配当金の受取額	218	176	459
利息の支払額	△3,102	△3,245	△5,971
法人税等の選付額	1,384	12	1,399
法人税等の支払額	△3,314	△5,107	△5,253
営業活動によるキャッシュ・フロー	△64,482	4,288	△59,608
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出	—	△303	—
定期預金の払戻による収入	24	153	124
固定資産の取得による支出	△14,054	△14,138	△24,224
固定資産の売却による収入	133	149	185
有価証券の売却による収入	30,224	300	30,283
投資有価証券の取得による支出	△220	△5	△370
投資有価証券の売却による収入	211	147	530
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	142	—
その他	△46	△132	△262
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,272	△13,687	6,266

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (△は減少)	908	14,940	※2 △2,900
長期借入れによる収入	60,000	20,000	110,000
長期借入金の返済による支出	※2 △21,353	※2 △59,894	※2 △112,406
道路建設関係社債発行による収入	19,959	29,941	89,454
道路建設関係社債償還による支出	—	—	※2 △25,000
その他	△19	△151	△104
財務活動によるキャッシュ・フロー	59,494	4,835	59,043
現金及び現金同等物に係る換算差額	△22	23	△58
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	11,262	△4,539	5,641
現金及び現金同等物の期首残高	78,387	84,029	78,387
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 89,650	※1 79,489	※1 84,029

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 18社 連結子会社の名称 ネクセリア東日本(株) (株)ネクスコ東日本リテイル (株)ネクスコ東日本エリアサポート (株)ネクスコ・エンジニアリング北海道 (株)ネクスコ・エンジニアリング東北 (株)ネクスコ東日本エンジニアリング (株)ネクスコ・エンジニアリング新潟 (株)ネクスコ・トール東北 (株)ネクスコ・トール関東 (株)ネクスコ・トール北関東 (株)ネクスコ・メンテナンス北海道 (株)ネクスコ・メンテナンス東北 (株)ネクスコ・メンテナンス関東 (株)ネクスコ・メンテナンス新潟 (株)ネクスコ東日本パトロール (株)E-NEXCOパトロール (株)ネクスコ・サポート北海道 (株)ネクスコ東日本トラステイ</p> <p>連結子会社のうち、(株)ネクスコ東日本リテイル及び(株)ネクスコ東日本エリアサポートについては、当中間連結会計期間において新たに設立したことから、連結子会社を含めることとしております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 18社 連結子会社の名称 ネクセリア東日本(株) (株)ネクスコ東日本リテイル (株)ネクスコ東日本エリアサポート (株)ネクスコ・エンジニアリング北海道 (株)ネクスコ・エンジニアリング東北 (株)ネクスコ東日本エンジニアリング (株)ネクスコ・エンジニアリング新潟 (株)ネクスコ・トール東北 (株)ネクスコ・トール関東 (株)ネクスコ・トール北関東 (株)ネクスコ・メンテナンス北海道 (株)ネクスコ・メンテナンス東北 (株)ネクスコ・メンテナンス関東 (株)ネクスコ・メンテナンス新潟 (株)ネクスコ東日本パトロール (株)E-NEXCOパトロール (株)ネクスコ・サポート北海道 (株)ネクスコ東日本トラステイ</p> <p>当中間連結会計期間において、株式取得により東北道路サービス(株)及び北海道ハイウェイ・サービス(株)を連結の範囲に含めることといたしましたが、他の連結子会社とそれぞれ合併により消滅したため、連結子会社数から除外しております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 18社 連結子会社の名称 ネクセリア東日本(株) (株)ネクスコ東日本リテイル (株)ネクスコ東日本エリアサポート (株)ネクスコ・エンジニアリング北海道 (株)ネクスコ・エンジニアリング東北 (株)ネクスコ東日本エンジニアリング (株)ネクスコ・エンジニアリング新潟 (株)ネクスコ・トール東北 (株)ネクスコ・トール関東 (株)ネクスコ・トール北関東 (株)ネクスコ・メンテナンス北海道 (株)ネクスコ・メンテナンス東北 (株)ネクスコ・メンテナンス関東 (株)ネクスコ・メンテナンス新潟 (株)ネクスコ東日本パトロール (株)E-NEXCOパトロール (株)ネクスコ・サポート北海道 (株)ネクスコ東日本トラステイ</p> <p>連結子会社のうち、(株)ネクスコ東日本リテイル及び(株)ネクスコ東日本エリアサポートについては、当連結会計年度において新たに設立したことから、連結子会社を含めることとしております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>2 持分法の適用に関する事項 すべての関連会社に持分法を適用しております。 持分法適用の関連会社数 6社</p> <p>会社等の名称 東京湾横断道路(株) 東北高速道路ターミナル(株) NEXCOシステムズ(株) 高速道路総合技術研究所(株) NEXCO保険サービス ハイウェイ・トール・システム(株)</p> <p>なお、ハイウェイ・トール・システム(株)については、当中間連結会計期間において株式の取得により持株比率が増加したことから、持分法適用関連会社に含まれることとしております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 すべての関連会社に持分法を適用しております。 持分法適用の関連会社数 7社</p> <p>会社等の名称 東京湾横断道路(株) 東北高速道路ターミナル(株) NEXCOシステムズ(株) 高速道路総合技術研究所(株) NEXCO保険サービス ハイウェイ・トール・システム(株) 奥羽道路サービス(株)</p> <p>なお、奥羽道路サービス(株)については、東北道路サービス(株)の異動に伴い、株式を取得したため、持分法適用関連会社に含まれることとしております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 すべての関連会社に持分法を適用しております。 持分法適用の関連会社数 6社</p> <p>会社等の名称 東京湾横断道路(株) 東北高速道路ターミナル(株) NEXCOシステムズ(株) 高速道路総合技術研究所(株) NEXCO保険サービス ハイウェイ・トール・システム(株)</p> <p>なお、ハイウェイ・トール・システム(株)については、当連結会計年度において株式の取得により持株比率が増加したことから、持分法適用関連会社に含まれることとしております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と同一であります。</p>	<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同左</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>②たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>商品・原材料・貯蔵品等 最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産（リース資産を除く） 当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は定額法)を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>構築物 10年～60年 機械及び装置 5年～17年</p> <p>なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p>	<p>②たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p> <p>商品・原材料・貯蔵品等 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産（リース資産を除く） 当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は定額法)を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>構築物 10年～60年 機械及び装置 5年～17年</p> <p>なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p>	<p>②たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p> <p>商品・原材料・貯蔵品等 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産（リース資産を除く） 当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は定額法)を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>構築物 10年～60年 機械及び装置 5年～17年</p> <p>なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(追加情報)</p> <p>当社は、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>当社及び一部の連結子会社は、法人税法の改正を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当中間連結会計期間より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当社は、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>当社及び一部の連結子会社は、法人税法の改正を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当中間連結会計期間より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③リース資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当社は、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>当社及び一部の連結子会社は、法人税法の改正を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③リース資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 従業員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込み額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。</p> <p>④回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p> <p>⑤退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p>	<p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>④回数券払戻引当金 同左</p> <p>⑤退職給付引当金 同左</p>	<p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>④回数券払戻引当金 同左</p> <p>⑤退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>⑥ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>⑦カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来使用見込額を計上しております。</p> <p>⑧役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>⑥ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>⑦カードポイントサービス引当金 同左</p> <p>⑧役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>⑥ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>⑦カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。</p> <p>⑧役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
<p>(4) _____</p>	<p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引渡した日に行っております。 また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。 なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を適用しております。</p>	<p>(4) _____</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 当社は、営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託事業に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。</p> <p>②消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>③繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 創立費及び開業費 5年間で均等償却しております。 開発費 支出時に全額を費用処理しております。</p>	<p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① —————</p> <p>②消費税等の会計処理 同左</p> <p>③繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p> <p>創立費及び開業費 同左</p> <p>—————</p>	<p>(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 当社は、営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託事業に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。</p> <p>②消費税等の会計処理 同左</p> <p>③繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p> <p>創立費及び開業費 同左</p> <p>開発費 支出時に全額費用処理しております。</p>
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(棚卸資産の評価基準に関する会計基準) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。 これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準委員会適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)を適用しております。 これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(工事契約に関する会計基準) 「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。 この変更により、営業収益が75百万円増加し、経常利益、税金等調整前中間純利益はそれぞれ10百万円減少しております。</p>	<p>(棚卸資産の評価基準に関する会計基準) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。 これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準委員会適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)を適用しております。 これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>前中間連結会計期間まで「仕掛道路資産等」として表示しておりましたが、EDINETのXBRL導入に伴い中間連結財務諸表の比較可能性を向上するため、当中間連結会計期間より「仕掛道路資産」「その他のたな卸資産」として表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末における「仕掛道路資産」「その他のたな卸資産」の残高はそれぞれ、332,889百万円、2,130百万円であります。</p> <p>前中間連結会計期間まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払法人税等」は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(最終改正 平成20年12月12日)が改正されたことに伴い、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれていた「未払法人税等」は、16,843百万円であります。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「契約解除違約金」は、当中間連結会計期間において、営業外収益の100分の10を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における「契約解除違約金」は38百万円であります。</p> <p>(中間キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間まで営業活動によるキャッシュ・フロー計算書に表示しておりました「固定資産売却損」は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(最終改正 平成20年12月12日)が改正されたこと等に伴い、「固定資産売却益」と相殺して「固定資産売却損益(△は益)」として表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における「固定資産売却損」、「固定資産売却益」はそれぞれ0百万円、△0百万円であります。</p>	<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました固定負債の「ETCマイレージサービス引当金」(当中間連結会計期間7,742百万円)は、当中間連結会計期間において、負債及び純資産の合計額の100分の1以下となったため、固定負債「その他の引当金」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました営業外収益の「契約解除違約金」(当中間連結会計期間81百万円)は、当中間連結会計期間において、営業外収益の100分の10以下となったため、営業外収益「その他」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																								
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 43,976百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債245,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債25,000百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>7,873,257百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>26,081百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株)</td> <td>639百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,899,978百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,873,257百万円	中日本高速道路(株)	26,081百万円	西日本高速道路(株)	639百万円	計	7,899,978百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 58,781百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債320,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債50,000百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>6,744,642百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>20,563百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株)</td> <td>494百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,765,700百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	6,744,642百万円	中日本高速道路(株)	20,563百万円	西日本高速道路(株)	494百万円	計	6,765,700百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 51,110百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債290,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債50,000百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>7,167,727百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>23,330百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株)</td> <td>567百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,191,625百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,167,727百万円	中日本高速道路(株)	23,330百万円	西日本高速道路(株)	567百万円	計	7,191,625百万円
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,873,257百万円																									
中日本高速道路(株)	26,081百万円																									
西日本高速道路(株)	639百万円																									
計	7,899,978百万円																									
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	6,744,642百万円																									
中日本高速道路(株)	20,563百万円																									
西日本高速道路(株)	494百万円																									
計	6,765,700百万円																									
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,167,727百万円																									
中日本高速道路(株)	23,330百万円																									
西日本高速道路(株)	567百万円																									
計	7,191,625百万円																									

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 28,150百万円</p> <p>② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 66,900百万円</p> <p>③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 160,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係長期借入金が16,500百万円減少しております。</p> <p>※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「未収入金」及び流動負債の「未払金」に含めて表示しております。</p>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 24,398百万円</p> <p>② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 98,100百万円</p> <p>③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 230,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係長期借入金が55,000百万円減少しております。</p> <p>※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。</p>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 26,274百万円</p> <p>② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 98,100百万円</p> <p>③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 210,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が25,000百万円、道路建設関係長期借入金が102,700百万円それぞれ減少しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																				
<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>利用促進費 9,794百万円 引当金繰入額 8,818百万円 給与手当 4,751百万円</p> <p>※2 特別利益の主要項目</p> <p>消費税等免税益 237百万円 前期損益修正益 85百万円</p> <p>※3 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産除却損 62百万円 投資有価証券売却損 21百万円</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>利用促進費 7,574百万円 引当金繰入額 8,649百万円 給与手当 5,182百万円</p> <p>※2 特別利益の主要項目</p> <p>固定資産等修正益 構築物他 614百万円</p> <p>※3 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産除却損 27百万円 特別退職金 36百万円</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>利用促進費 26,813百万円 引当金繰入額 8,106百万円 給与手当 10,776百万円</p> <p>※2 特別利益の主要項目</p> <p>消費税等免税益 492百万円 前期損益修正益 89百万円</p> <p>※3 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産除却損 100百万円 減損損失 50百万円 投資有価証券売却損 19百万円</p> <p>※4 減損損失</p> <p>当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。</p> <p>ガソリンスタンド(機械及び装置0百万円、有形固定資産その他16百万円)、料金徴収施設(有形固定資産その他29百万円)及び社宅(有形固定資産その他4百万円)については、廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(50百万円)として計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田県鹿角市 (東北自動車道花輪サービスエリア(下り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>機械及び装置 有形固定資産その他</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>北海道虻田郡洞爺湖町(道央自動車道虻田洞爺湖インターチェンジ)</td> <td>料金徴収施設</td> <td>有形固定資産その他</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>栃木県那須塩原市</td> <td>社宅</td> <td>有形固定資産その他</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	秋田県鹿角市 (東北自動車道花輪サービスエリア(下り線))	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	16	北海道虻田郡洞爺湖町(道央自動車道虻田洞爺湖インターチェンジ)	料金徴収施設	有形固定資産その他	29	栃木県那須塩原市	社宅	有形固定資産その他	4	合計			50
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																			
秋田県鹿角市 (東北自動車道花輪サービスエリア(下り線))	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	16																			
北海道虻田郡洞爺湖町(道央自動車道虻田洞爺湖インターチェンジ)	料金徴収施設	有形固定資産その他	29																			
栃木県那須塩原市	社宅	有形固定資産その他	4																			
合計			50																			

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)																										
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>19,558百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△104百万円</td> </tr> <tr> <td>MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマーシャル・ペーパー (有価証券)</td> <td>70,195百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>89,650百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	19,558百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△104百万円	MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマーシャル・ペーパー (有価証券)	70,195百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>89,650百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>16,831百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△547百万円</td> </tr> <tr> <td>MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマーシャル・ペーパー (有価証券)</td> <td>63,205百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>79,489百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	16,831百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△547百万円	MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマーシャル・ペーパー (有価証券)	63,205百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>79,489百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>13,931百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>△4百万円</td> </tr> <tr> <td>MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマーシャル・ペーパー (有価証券)</td> <td>70,169百万円</td> </tr> <tr> <td>当座借越(短期借入金)</td> <td>△67百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>84,029百万円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	13,931百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△4百万円	MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマーシャル・ペーパー (有価証券)	70,169百万円	当座借越(短期借入金)	△67百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>84,029百万円</u>
現金及び預金勘定	19,558百万円																											
預入期間が3か月を超える定期預金	△104百万円																											
MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマーシャル・ペーパー (有価証券)	70,195百万円																											
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>89,650百万円</u>																											
現金及び預金勘定	16,831百万円																											
預入期間が3か月を超える定期預金	△547百万円																											
MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマーシャル・ペーパー (有価証券)	63,205百万円																											
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>79,489百万円</u>																											
現金及び預金勘定	13,931百万円																											
預入期間が3か月を超える定期預金	△4百万円																											
MMF、預入日から3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマーシャル・ペーパー (有価証券)	70,169百万円																											
当座借越(短期借入金)	△67百万円																											
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>84,029百万円</u>																											
<p>※2 財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△21,353百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△16,500百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△37,741百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額36,778百万円が含まれております。</p>	<p>※2 財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△59,894百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△55,000百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△21,168百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額56,652百万円が含まれております。</p>	<p>※2 財務活動によるキャッシュ・フローのうち、道路建設関係社債の償還による支出△25,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△25,000百万円であります。また短期借入金の純増減額(△は減少)△2,900百万円には、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△8,523百万円が、長期借入金の返済による支出△112,406百万円には、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△102,700百万円が含まれております。</p> <p>以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)△44,126百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸し資産の額131,554百万円が含まれております。</p>																										

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)					当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)					前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)				
(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1 ファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1 ファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末 残高 相当額 (百万円)
有形固定 資産その 他(工具 、器具 及び備 品)	1,635	573	19	1,042	有形固定 資産その 他(工具 、器具 及び備 品)	1,256	704	2	548	有形固定 資産その 他(工具 、器具 及び備 品)	1,585	739	19	825
有形固定 資産その 他(車両 運搬具)	286	128	—	157	有形固定 資産その 他(車両 運搬具)	237	152	—	85	有形固定 資産その 他(車両 運搬具)	245	141	—	104
無形固定 資産(ソ フトウエ ア)	17	1	—	15	無形固定 資産(ソ フトウエ ア)	17	3	—	13	無形固定 資産(ソ フトウエ ア)	17	3	—	13
合計	1,938	704	19	1,214	合計	1,510	860	2	647	合計	1,848	884	19	943
<p>※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 484百万円 1年超 736百万円 合計 1,220百万円 リース資産減損勘定中間期末残高 5百万円</p> <p>※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額 支払リース料 253百万円 リース資産減損勘定の取崩額 2百万円 減価償却費相当額 250百万円</p>					<p>※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 323百万円 1年超 325百万円 合計 648百万円 リース資産減損勘定中間期末残高 0百万円</p> <p>※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額 支払リース料 202百万円 リース資産減損勘定の取崩額 2百万円 減価償却費相当額 199百万円</p>					<p>※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 432百万円 1年超 514百万円 合計 946百万円 リース資産減損勘定期末残高 2百万円</p> <p>※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額 支払リース料 482百万円 リース資産減損勘定の取崩額 5百万円 減価償却費相当額 476百万円</p>				

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																				
<p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能なもの)</p> <p>①道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="247 571 566 672"> <tr> <td>1年内</td> <td>528,073百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>25,203,472百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25,731,546百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日 本高速道路保有・債務返済 機構は、道路資産の貸付料 を含む協定について、おお むね5年ごとに検討を加 え、必要がある場合には、 相互にその変更を申し出 ることができることとされ ております。ただし、道路 資産の貸付料を含む協定 が独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構 法第17条に規定する基 準に適合しなくなった場 合等、業務等の適正かつ 円滑な実施に重大な支 障が生ずるおそれがある 場合には、上記の年限に 関わらず、相互にその 変更を申し出ることが できるとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、 実績料金収入が、計画 料金収入に計画料金収入 の変動率に相当する金額 を加えた金額(加算基準 額)を超えた場合、当該 超過額(実績料金収入 －加算基準額)が加算 されることとなっております。 また、実績料金収入が、 計画料金収入から計画 料金収入の変動率に相 当する金額を減じた金額 (減算基準額)に足りない 場合、当該不足額(減 算基準額－実績料金収入) が減算されることとな っております。</p> <p>②道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="247 1848 566 1948"> <tr> <td>1年内</td> <td>79百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>223百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>303百万円</td> </tr> </table>	1年内	528,073百万円	1年超	25,203,472百万円	合計	25,731,546百万円	1年内	79百万円	1年超	223百万円	合計	303百万円	<p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取 引のうち解約不能のものにか かる未経過リース料</p> <p>①道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="662 571 981 672"> <tr> <td>1年内</td> <td>424,270百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>24,229,522百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,653,793百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日 本高速道路保有・債務返済 機構は、道路資産の貸付料 を含む協定について、おお むね5年ごとに検討を加 え、必要がある場合には、 相互にその変更を申し出 ることができることとされ ております。ただし、道路 資産の貸付料を含む協定 が独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構 法第17条に規定する基 準に適合しなくなった場 合等、業務等の適正かつ 円滑な実施に重大な支 障が生ずるおそれがある 場合には、上記の年限に 関わらず、相互にその 変更を申し出ることが できるとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、 実績料金収入が、計画 料金収入に計画料金収入 の変動率に相当する金額 を加えた金額(加算基準 額)を超えた場合、当該 超過額(実績料金収入 －加算基準額)が加算 されることとなっております。 また、実績料金収入が、 計画料金収入から計画 料金収入の変動率に相 当する金額を減じた金額 (減算基準額)に足りない 場合、当該不足額(減 算基準額－実績料金収入) が減算されることとな っております。</p> <p>②道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="662 1848 981 1948"> <tr> <td>1年内</td> <td>1,085百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,634百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,719百万円</td> </tr> </table>	1年内	424,270百万円	1年超	24,229,522百万円	合計	24,653,793百万円	1年内	1,085百万円	1年超	1,634百万円	合計	2,719百万円	<p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取 引のうち解約不能のものにか かる未経過リース料</p> <p>①道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="1077 571 1396 672"> <tr> <td>1年内</td> <td>427,978百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>24,424,555百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,852,533百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日 本高速道路保有・債務返済 機構は、道路資産の貸付料 を含む協定について、おお むね5年ごとに検討を加 え、必要がある場合には、 相互にその変更を申し出 ることができることとされ ております。ただし、道路 資産の貸付料を含む協定 が独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構 法第17条に規定する基 準に適合しなくなった場 合等、業務等の適正かつ 円滑な実施に重大な支 障が生ずるおそれがある 場合には、上記の年限に 関わらず、相互にその 変更を申し出ることが できるとされております。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、 実績料金収入が、計画 料金収入に計画料金収入 の変動率に相当する金額 を加えた金額(加算基準 額)を超えた場合、当該 超過額(実績料金収入 －加算基準額)が加算 されることとなっております。 また、実績料金収入が、 計画料金収入から計画 料金収入の変動率に相 当する金額を減じた金額 (減算基準額)に足りない 場合、当該不足額(減 算基準額－実績料金収入) が減算されることとな っております。</p> <p>②道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="1077 1848 1396 1948"> <tr> <td>1年内</td> <td>725百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,107百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,833百万円</td> </tr> </table>	1年内	427,978百万円	1年超	24,424,555百万円	合計	24,852,533百万円	1年内	725百万円	1年超	1,107百万円	合計	1,833百万円
1年内	528,073百万円																																					
1年超	25,203,472百万円																																					
合計	25,731,546百万円																																					
1年内	79百万円																																					
1年超	223百万円																																					
合計	303百万円																																					
1年内	424,270百万円																																					
1年超	24,229,522百万円																																					
合計	24,653,793百万円																																					
1年内	1,085百万円																																					
1年超	1,634百万円																																					
合計	2,719百万円																																					
1年内	427,978百万円																																					
1年超	24,424,555百万円																																					
合計	24,852,533百万円																																					
1年内	725百万円																																					
1年超	1,107百万円																																					
合計	1,833百万円																																					

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成20年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	550	551	0
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	24,986	24,984	△1
計	25,537	25,536	△0

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	37	45	7
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	313	282	△31
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
計	351	327	△23

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	
譲渡性預金	45,000
その他有価証券	
非上場株式	212
その他	422
関連会社株式	14,501

当中間連結会計期間末(平成21年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	350	351	1
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	17,996	17,995	△0
計	18,346	18,347	1

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	57	65	8
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	304	264	△39
その他	—	—	—
(3) その他	275	272	△3
計	637	602	△34

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	
譲渡性預金	45,000
その他有価証券	
非上場株式	276
その他	377
関連会社株式	15,819

前連結会計年度末(平成21年3月31日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	650	652	2
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	19,990	19,989	△0
計	20,640	20,642	1

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	34	41	6
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	304	239	△64
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
計	338	280	△57

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	
譲渡性預金	50,000
その他の有価証券	
非上場株式	212
その他	198
関連会社株式	15,157

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
デリバティブ取引を利用していな いため、該当事項はありません。	デリバティブ取引を利用していな いため、該当事項はありません。	デリバティブ取引を利用していな いため、該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	道路休憩所 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	392,249	12,599	12,259	808	417,917	—	417,917
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,391	—	—	—	1,391	(1,391)	—
計	393,641	12,599	12,259	808	419,308	(1,391)	417,917
営業費用	385,342	12,582	8,568	921	407,415	(1,375)	406,039
営業利益(又は営業損失△)	8,298	16	3,691	△113	11,893	(15)	11,877

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。
2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	道路休憩所 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	355,340	10,260	19,629	906	386,137	—	386,137
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,834	—	16	0	1,850	(1,850)	—
計	357,175	10,260	19,646	906	387,988	(1,850)	386,137
営業費用	349,082	9,825	14,630	906	374,444	(1,878)	372,565
営業利益	8,092	435	5,015	0	13,543	27	13,571

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。
2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	道路休憩所 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	807,063	37,850	26,312	1,867	873,094	—	873,094
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	4,004	—	9	—	4,014	(4,014)	—
計	811,068	37,850	26,322	1,867	877,108	(4,014)	873,094
営業費用	806,665	37,245	20,877	1,963	866,753	(4,012)	862,741
営業利益(又は営業損失△)	4,402	604	5,444	△96	10,355	(2)	10,353

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。
2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,373.62円	1株当たり純資産額 1,458.04円	1株当たり純資産額 1,374.86円
1株当たり 中間純利益金額 71.61円	1株当たり 中間純利益金額 83.04円	1株当たり 当期純利益金額 73.09円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	7,519	8,719	7,674
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	7,519	8,719	7,674
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000	105,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	144,230	153,094	144,360
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	144,230	153,094	144,360
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式数(千株)	105,000	105,000	105,000

(追加情報)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>当社は、平成20年9月25日開催の取締役会決議に基づき、政府の「安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日）」に基づく高速道路料金の引下げに必要となる「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）」による一連の手続きとして、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定」（以下「協定」といいます。）を平成20年10月7日付けで締結し、協定における『道路資産の貸付料』及び『計画料金収入』が平成20年度に13,229百万円（税込）、平成21年度に17,141百万円（税込）、それぞれ同額減少しております。</p> <p>なお、これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p>		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	16,132	13,737	12,030
高速道路事業営業未収入金	71,107	52,427	89,517
未収入金	※4 2,199	3,877	7,496
有価証券	69,986	62,996	69,990
仕掛道路資産	340,084	367,323	346,903
商品	—	0	—
原材料	582	779	653
貯蔵品	1,155	893	936
その他	30,893	22,010	20,065
貸倒引当金	△32	△21	△23
流動資産合計	532,109	524,024	547,571
固定資産			
高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
機械及び装置（純額）	53,836	54,679	56,881
その他（純額）	35,876	39,567	39,467
有形固定資産合計	※1 89,712	※1 94,246	※1 96,349
無形固定資産	2,792	3,303	3,455
高速道路事業固定資産合計	92,505	97,550	99,804
関連事業固定資産			
有形固定資産			
土地	72,973	72,996	72,995
その他（純額）	17,966	18,001	18,652
有形固定資産合計	※1 90,939	※1 90,998	※1 91,648
無形固定資産	86	69	74
関連事業固定資産合計	91,025	91,067	91,722
各事業共用固定資産			
有形固定資産	※1 20,518	※1 20,679	※1 20,684
無形固定資産	2,709	4,024	2,952
各事業共用固定資産合計	23,228	24,704	23,636
その他の固定資産			
有形固定資産	※1 167	※1 117	※1 117
その他の固定資産合計	167	117	117
投資その他の資産			
投資その他の資産	18,591	18,021	18,290
貸倒引当金	△350	△436	△456
投資その他の資産合計	18,240	17,584	17,833
固定資産合計	225,167	231,023	233,115
繰延資産	425	550	548
資産合計	※2 757,701	※2 755,598	※2 781,236

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金	66,078	54,634	89,336
短期借入金	3,738	15,000	67
1年以内返済予定長期借入金	9,746	9,267	9,987
リース債務	83	211	164
未払金	7,541	※4 6,906	16,388
未払法人税等	5,457	6,131	3,138
引当金	2,218	2,094	1,964
その他	41,204	40,320	37,485
流動負債合計	136,068	134,567	158,532
固定負債			
道路建設関係社債	※2 244,480	※2 319,252	※2 289,209
道路建設関係長期借入金	141,200	70,000	105,000
その他の長期借入金	32,870	23,601	27,776
リース債務	235	454	425
退職給付引当金	55,871	58,116	56,811
ETCマイレージサービス引当金	7,959	7,742	7,235
その他の引当金	162	407	274
その他	3,856	3,563	3,995
固定負債合計	486,638	483,138	490,728
負債合計	622,706	617,705	649,260
純資産の部			
株主資本			
資本金	52,500	52,500	52,500
資本剰余金			
資本準備金	52,500	52,500	52,500
その他資本剰余金	6,293	6,293	6,293
資本剰余金合計	58,793	58,793	58,793
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	13,969	14,780	13,969
繰越利益剰余金	9,732	11,818	6,712
利益剰余金合計	23,701	26,599	20,682
株主資本合計	134,995	137,892	131,975
評価・換算差額等	—	—	—
新株予約権	—	—	—
純資産合計	134,995	137,892	131,975
負債・純資産合計	757,701	755,598	781,236

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
高速道路事業営業損益			
営業収益	390,169	354,397	805,536
営業費用	382,521	347,301	804,113
高速道路事業営業利益	7,648	7,095	1,422
関連事業営業損益			
営業収益			
受託業務収入	12,599	10,260	37,850
休憩所等事業収入	5,491	5,923	10,030
その他の事業収入	808	906	1,867
営業収益合計	18,899	17,090	49,748
営業費用			
受託業務事業費	12,582	9,825	37,245
休憩所等事業費	3,283	3,155	6,962
その他の事業費用	921	906	1,963
営業費用合計	16,787	13,886	46,172
関連事業営業利益	2,112	3,203	3,576
全事業営業利益	9,760	10,299	4,998
営業外収益	※1 1,210	※1 664	※1 2,063
営業外費用	※2 461	※2 396	※2 1,054
経常利益	10,509	10,567	6,007
特別利益	—	※3 636	—
特別損失	※4 28	※4 14	※4, ※6 96
税引前中間純利益	10,480	11,190	5,911
法人税、住民税及び事業税	4,800	5,682	3,250
法人税等調整額	—	△410	—
法人税等合計	4,800	5,272	3,250
中間純利益	5,680	5,917	2,661

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	52,500	52,500	52,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500	52,500
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	52,500	52,500	52,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500	52,500
その他資本剰余金			
前期末残高	6,293	6,293	6,293
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	6,293	6,293	6,293
資本剰余金合計			
前期末残高	58,793	58,793	58,793
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	58,793	58,793	58,793
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	11,854	13,969	11,854
当中間期変動額			
別途積立金の積立	2,115	811	2,115
当中間期変動額合計	2,115	811	2,115
当中間期末残高	13,969	14,780	13,969
繰越利益剰余金			
前期末残高	6,166	6,712	6,166
当中間期変動額			
別途積立金の積立	△2,115	△811	△2,115
中間純利益	5,680	5,917	2,661
当中間期変動額合計	3,565	5,105	546
当中間期末残高	9,732	11,818	6,712
利益剰余金合計			
前期末残高	18,020	20,682	18,020
当中間期変動額			
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益	5,680	5,917	2,661
当中間期変動額合計	5,680	5,917	2,661
当中間期末残高	23,701	26,599	20,682

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本合計			
前期末残高	129,314	131,975	129,314
当中間期変動額			
中間純利益	5,680	5,917	2,661
当中間期変動額合計	5,680	5,917	2,661
当中間期末残高	134,995	137,892	131,975
評価・換算差額等			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	—	—	—
新株予約権			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	—	—	—
純資産合計			
前期末残高	129,314	131,975	129,314
当中間期変動額			
中間純利益	5,680	5,917	2,661
当中間期変動額合計	5,680	5,917	2,661
当中間期末残高	134,995	137,892	131,975

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法に よっております。</p> <p>②満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっ ております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>①仕掛道路資産 個別法による原価法(貸借 対照表価額は収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法)に よっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得 原価は、建設価額に用地取得 に係る費用その他の附帯費用 を加算した価額に労務費・人 件費等のうち道路建設に要し た費用として区分された費用 の額及び除却工事費用等資産 の取得に要した費用の額を加 えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設 に充当した借入資金の利息 で、当該資産の工事完了の日 までに発生したものは建設価 額に算入しております。</p> <p>②原材料・貯蔵品 最終仕入原価法等による原 価法(貸借対照表価額は収益 性の低下に基づく簿価切下げ の方法)によっております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>②満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>①仕掛道路資産 同左</p> <p>②商品・原材料・貯蔵品 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>②満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>①仕掛道路資産 同左</p> <p>②原材料・貯蔵品 同左</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を 除く) 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおり であります。</p> <p>構築物 10～60年 機械及び装置 5～17年</p> <p>なお、日本道路公団から承継 した資産については、上記耐用 年数を基にした中古資産の耐用 年数によっております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を 除く) 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおり であります。</p> <p>構築物 10～60年 機械及び装置 5～17年</p> <p>なお、日本道路公団から承継 した資産については、上記耐用 年数を基にした中古資産の耐用 年数によっております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を 除く) 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおり であります。</p> <p>構築物 10～60年 機械及び装置 5～17年</p> <p>なお、日本道路公団から承継 した資産については、上記耐用 年数を基にした中古資産の耐用 年数によっております。</p>

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(追加情報)</p> <p>①残存簿価の5年均等償却 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得したものについては、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得した価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②有形固定資産の耐用年数の変更 法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 省令第32号）を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当中間会計期間より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>	<p>(追加情報)</p> <p>①残存簿価の5年均等償却 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得したものについては、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得した価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②有形固定資産の耐用年数の変更 法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 省令第32号）を契機として機械及び装置の耐用年数の見直しを行い、当事業年度より、一部のものについては、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 同左</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
<p>(6) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(7) カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来使用見込額を計上しております。</p> <p>(8) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(6) ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>(7) カードポイントサービス引当金 同左</p> <p>(8) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(6) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(7) カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(8) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>
<p>4</p>	<p>4 収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引渡した日に行っております。 また、受託事業に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。 なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を適用しております。</p>	<p>4</p>

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
<p>5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については、工事進行基準を適用しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。</p>	<p>5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) _____</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p>	<p>5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託業務収入に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については、工事進行基準を適用しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 同左</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。 これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)を適用しております。 これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(工事契約に関する会計基準) 「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。 この変更により、関連事業営業収益は75百万円増加し、経常利益、税引前中間純利益は、それぞれ10百万円減少しております。</p>	<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。 これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)を適用しております。 これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>前中間会計期間まで「仕掛道路資産等」として表示しておりましたが、EDINETのXBRL導入に伴い中間財務諸表の比較可能性を向上するため、当中間会計期間より「仕掛道路資産」「原材料」「貯蔵品」として表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末における「仕掛道路資産」「原材料」「貯蔵品」「商品」の残高はそれぞれ、332,977百万円、564百万円、1,379百万円、3百万円です。</p> <p>前中間会計期間まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払法人税等」は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(最終改正平成20年12月12日)が改正されたことに伴い、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末における「未払法人税等」の残高は、15,692百万円です。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)																								
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 41,930百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債245,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債25,000百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>7,873,257百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>26,081百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株)</td> <td>639百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,899,978百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,873,257百万円	中日本高速道路(株)	26,081百万円	西日本高速道路(株)	639百万円	計	7,899,978百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 55,844百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債320,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債50,000百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>6,744,642百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>20,563百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株)</td> <td>494百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,765,700百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	6,744,642百万円	中日本高速道路(株)	20,563百万円	西日本高速道路(株)	494百万円	計	6,765,700百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 48,730百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債290,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債50,000百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>7,167,727百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>23,330百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株)</td> <td>567百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,191,625百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,167,727百万円	中日本高速道路(株)	23,330百万円	西日本高速道路(株)	567百万円	計	7,191,625百万円
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,873,257百万円																									
中日本高速道路(株)	26,081百万円																									
西日本高速道路(株)	639百万円																									
計	7,899,978百万円																									
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	6,744,642百万円																									
中日本高速道路(株)	20,563百万円																									
西日本高速道路(株)	494百万円																									
計	6,765,700百万円																									
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	7,167,727百万円																									
中日本高速道路(株)	23,330百万円																									
西日本高速道路(株)	567百万円																									
計	7,191,625百万円																									

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 28,150百万円</p> <p>② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 66,900百万円</p> <p>③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 160,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係長期借入金が16,500百万円減少しております。</p> <p>※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「未収入金」に含めて表示しております。</p>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 24,398百万円</p> <p>② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 98,100百万円</p> <p>③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 230,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係長期借入金が55,000百万円減少しております。</p> <p>※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。</p>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 26,274百万円</p> <p>② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 98,100百万円</p> <p>③ 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 210,000百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が25,000百万円、道路建設関係長期借入金102,700百万円それぞれ減少しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																				
※1 営業外収益の主要項目 受取利息 34百万円 有価証券利息 118百万円 契約解除違約金 587百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 425百万円 ※3 _____ ※4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 建物他 28百万円 5 減価償却実施額 有形固定資産 7,065百万円 無形固定資産 742百万円 _____	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 11百万円 有価証券利息 127百万円 土地物件貸付料 203百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 355百万円 ※3 特別利益の主要項目 固定資産等修正益 構築物他 614百万円 ※4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 建物他 14百万円 5 減価償却実施額 有形固定資産 7,539百万円 無形固定資産 962百万円 _____	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 61百万円 有価証券利息 330百万円 土地物件貸付料 442百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 810百万円 ※3 _____ ※4 特別損失の主要項目 固定資産除却損 建物他 45百万円 減損損失 50百万円 5 減価償却実施額 有形固定資産 14,316百万円 無形固定資産 1,519百万円 ※6 減損損失 当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。 ガソリンスタンド(関連事業固定資産(有形固定資産その他)16百万円)、料金徴収施設(高速道路事業固定資産(有形固定資産その他)29百万円)及び社宅(各事業共用固定資産(有形固定資産)4百万円)については、廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(50百万円)として計上しております。																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田県鹿角市 (東北自動車道花輪サービスエリア(下り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>北海道虻田郡洞爺湖町(道央自動車道虻田洞爺湖インターチェンジ)</td> <td>料金徴収施設</td> <td>構築物</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>栃木県那須塩原市</td> <td>社宅</td> <td>建物</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	秋田県鹿角市 (東北自動車道花輪サービスエリア(下り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	16	北海道虻田郡洞爺湖町(道央自動車道虻田洞爺湖インターチェンジ)	料金徴収施設	構築物	29	栃木県那須塩原市	社宅	建物	4	合計			50
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																			
秋田県鹿角市 (東北自動車道花輪サービスエリア(下り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	16																			
北海道虻田郡洞爺湖町(道央自動車道虻田洞爺湖インターチェンジ)	料金徴収施設	構築物	29																			
栃木県那須塩原市	社宅	建物	4																			
合計			50																			

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)				前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																	
(借主側) 1 ファイナンス・リース取引 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1 ファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1 ファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																														
高速道路事業 固定資産	224	116	107	高速道路事業 固定資産	186	155	30	高速道路事業 固定資産	189	121	67																														
各事業共用 固定資産	1,217	376	840	各事業共用 固定資産	944	473	471	各事業共用 固定資産	1,206	518	688																														
合計	1,441	493	948	合計	1,130	628	501	合計	1,396	640	755																														
<p>※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>379百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>569百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>948百万円</td> </tr> </table> <p>※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>200百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>200百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>				1年内	379百万円	1年超	569百万円	合計	948百万円	支払リース料	200百万円	減価償却費相当額	200百万円	<p>※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>263百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>238百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>501百万円</td> </tr> </table> <p>※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>165百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>165百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>				1年内	263百万円	1年超	238百万円	合計	501百万円	支払リース料	165百万円	減価償却費相当額	165百万円	<p>※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>354百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>401百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>755百万円</td> </tr> </table> <p>※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>393百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>393百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>				1年内	354百万円	1年超	401百万円	合計	755百万円	支払リース料	393百万円	減価償却費相当額	393百万円
1年内	379百万円																																								
1年超	569百万円																																								
合計	948百万円																																								
支払リース料	200百万円																																								
減価償却費相当額	200百万円																																								
1年内	263百万円																																								
1年超	238百万円																																								
合計	501百万円																																								
支払リース料	165百万円																																								
減価償却費相当額	165百万円																																								
1年内	354百万円																																								
1年超	401百万円																																								
合計	755百万円																																								
支払リース料	393百万円																																								
減価償却費相当額	393百万円																																								

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																				
<p>2 オペレーティング・リース取引 (解約不能なもの)</p> <p>①道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="247 443 566 548"> <tr> <td>1年内</td> <td>528,073百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>25,203,472百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25,731,546百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>②道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="247 1832 566 1937"> <tr> <td>1年内</td> <td>72百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>207百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>280百万円</td> </tr> </table>	1年内	528,073百万円	1年超	25,203,472百万円	合計	25,731,546百万円	1年内	72百万円	1年超	207百万円	合計	280百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>①道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="670 443 989 548"> <tr> <td>1年内</td> <td>424,270百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>24,229,522百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,653,793百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>②道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="670 1832 989 1937"> <tr> <td>1年内</td> <td>777百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>857百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,634百万円</td> </tr> </table>	1年内	424,270百万円	1年超	24,229,522百万円	合計	24,653,793百万円	1年内	777百万円	1年超	857百万円	合計	1,634百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>①道路資産の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="1090 443 1409 548"> <tr> <td>1年内</td> <td>427,978百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>24,424,555百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,852,533百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>②道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="1090 1832 1409 1937"> <tr> <td>1年内</td> <td>419百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>191百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>610百万円</td> </tr> </table>	1年内	427,978百万円	1年超	24,424,555百万円	合計	24,852,533百万円	1年内	419百万円	1年超	191百万円	合計	610百万円
1年内	528,073百万円																																					
1年超	25,203,472百万円																																					
合計	25,731,546百万円																																					
1年内	72百万円																																					
1年超	207百万円																																					
合計	280百万円																																					
1年内	424,270百万円																																					
1年超	24,229,522百万円																																					
合計	24,653,793百万円																																					
1年内	777百万円																																					
1年超	857百万円																																					
合計	1,634百万円																																					
1年内	427,978百万円																																					
1年超	24,424,555百万円																																					
合計	24,852,533百万円																																					
1年内	419百万円																																					
1年超	191百万円																																					
合計	610百万円																																					

(有価証券関係)

前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)、当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)において、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(追加情報)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>当社は、平成20年9月25日開催の取締役会決議に基づき、政府の「安心実現のための緊急総合対策(平成20年8月29日)」に基づく高速道路料金の引下げに必要となる「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)」による一連の手続きとして、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定」(以下「協定」といいます。)を平成20年10月7日付けで締結し、協定における『道路資産の貸付料』及び『計画料金収入』が平成20年度に13,229百万円(税込)、平成21年度に17,141百万円(税込)、それぞれ同額減少しております。</p> <p>なお、これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響はありません。</p>		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|---|---------------|------------------------------|---------------------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | (事業年度
第4期) | 自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日) | 平成21年6月25日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書の訂正報告書
平成21年6月25日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | | | 平成21年8月5日
関東財務局長に提出 |
| (3) 発行登録追補書類及びその添付書類 | | | 平成21年5月14日
平成21年10月2日
関東財務局長に提出 |
| (4) 訂正発行登録書 | | | 平成21年6月25日
平成21年8月5日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第5回社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(以下これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構にかかる情報の開示を行うものであります。

なお、第1回及び第2回社債は、それぞれ平成20年3月31日付及び同年12月26日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの)とします。)をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(平成21年 9月30日現在)

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社 第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注1)	平成19年 3月12日	25,000	非上場
東日本高速道路株式会社 第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注2)	平成19年10月22日	25,000	非上場
東日本高速道路株式会社 第3回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成20年 9月18日	20,000	非上場
東日本高速道路株式会社 第4回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年 2月13日	20,000	非上場
東日本高速道路株式会社 第5回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年 5月21日	30,000	非上場

(注) 1. 平成20年 3月31日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。

2. 平成20年12月26日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人であります。

平成21年 3月31日現在の機構の概要は下記のとおりであります。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋二丁目 8番 6号

子会社及び関連会社はございません。

- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事 2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事 3人以内を置くことができることされており、平成21年 3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成21年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,855,290百万円
政府出資金	3,644,563百万円
地方公共団体出資金	1,210,727百万円
II 資本剰余金	846,938百万円
資本剰余金	31百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	△1,964百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	1,405,294百万円
純資産合計	7,107,523百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

(a) 目的

高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

(b) 業務の範囲

- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
- (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の

新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け

- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
- (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xi) (x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

(c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月19日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清	水	至	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打	越	隆	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近	藤	浩	明	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	下	康	彦	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清	水	至	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打	越	隆	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近	藤	浩	明	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	下	康	彦	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月19日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清	水	至	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打	越	隆	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近	藤	浩	明	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	下	康	彦	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清	水	至	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打	越	隆	Ⓜ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近	藤	浩	明	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	下	康	彦	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。